

総社市立昭和五つ星学園義務教育学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月 改定

いじめに関する現状と課題

- 深刻ないじめ問題は起こっていないが、アンケートの結果やアセスの調査から、学級の中で、人間関係づくりがうまくできない児童生徒が各学年数名見られる。
- SNSやインターネットに関するトラブルへの対応等を含む情報モラル教育の充実や友達関係の固定化や変化による、言葉遣いや挨拶などのコミュニケーションにおける人との関わり方が課題である。
- SELで学んだ気持ちの伝え方や問題の解決方法などを日常生活に生かせるようにしたい。
- いじめはどの児童にも起こりうる問題であると考え、教職員間で共通理解を図り、保護者・地域とも連携して子ども達の心に根ざした真摯な対応をする必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- (1)いじめはどの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な問題である。
 - (2)「だれもが行きたいなる学校づくり」(ピア・サポートやSEL、PBIS等を柱としたプログラム)の実践により、いじめ問題の解決を図る。
 - (3)いじめ防止の対策として校内指導体制を確立し、未然防止・早期発見・いじめへの対処・家庭や地域との連携・関係機関との連携を行なう。
 - (4)児童生徒が安心して学習やその他の教育活動に取り組むことができるよう、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができる学校づくりを行う。
- 【重点となる取り組み】
- 定期的なアンケートの実施・SEL、品格教育、PBISの実施・児童会や生徒会による児童生徒の自主的な活動の実施
 - 学年担任制の導入による、相談体制の充実(6-9プロンティアキャンパス)
 - 「人権週間」や「いじめについて考える週間」において、人権やいじめについて考える機会とし、主体的に問題解決に向けて行動しようとする意識の高揚を図る。(1-5アクティブキャンパス)

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

- 保護者との信頼関係を密にする方法を工夫する。
- 保護者に責任を押し付けるのではなく、共に悩む姿勢をもつ。
- 心の安らぐ家庭づくりを呼びかける。
- 地域の教育力を学校教育活動へ生かす。
- 地域ぐるみで健やかな生徒を育てる気運を高める。
- 関係機関との連携を図る。
- 朝の交通安全運動などの活動を通して、保護者や地域の方々と協力し、信頼関係を築いていく。
- 学校基本方針や学校のいじめ問題への取組について、学級懇談会で説明して保護者の理解を得るとともに、PTA人権研修会等を活用しいじめ問題についての講演や意見交換の場を設定し、取組の改善に生かす。

学 校

いじめ対策委員会

- ＜対策委員会の役割＞
情報交換および、要支援児童生徒や要指導児童生徒への対応に関する現状報告。その後、状況に応じて適切にコーディネートするための具体的な手立てを検討する。
- ＜対策委員会の開催時期＞
毎月1度の定例会、必要な時に適宜開催する。
- ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
基本的には終礼や職員会議で生徒情報を共有する。緊急性が高い事案が発生した場合には適宜職員を招集し共有する。
- ＜構成メンバー＞
- 校外
学校評議員等
 - 校内
校長・副校長・教頭・教務・生徒指導主事・各学級担任・養護教諭
SCC,SC,SSW

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

総社市教育委員会
＜連携の内容＞
保護者および児童生徒支援のための専門スタッフ(SSW等)などの派遣

＜学校側の窓口＞

生徒指導主事

＜連携機関名＞

総社警察署生活安全課

＜連携の内容＞

定期的な情報交換、連絡会議の開催
情報モラル教育の実施

＜学校側の窓口＞

生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

- ① 未然防止
- (1)児童生徒同士の人間関係づくり
ア 情報モラルの学習を含めたSELの工夫を行う。
イ 楽しい学級づくりを目指す。
 - (2)児童生徒の自尊感情を育成する取組の工夫
ア 委員会活動・係活動・行事等で、達成感をもたせる工夫を行う。
イ ピア・サポートやボランティア活動の工夫を行う。
ウ 人権週間の取り組みを行う。
 - (3)情報交換(報告、連絡、相談、確認)
ア 相互の連絡を密にし、組織的に取り組む。
イ 小さなことでも早めに情報交換を行う。

- ② 早期発見
- (1)教員と児童生徒のよりよい人間関係づくり(児童生徒理解)
ア 心のゆとりと温かいまなざしをもつ。
イ 児童生徒と接する機会を多く設ける。
ウ 声掛け(話し掛け方、指導の仕方に工夫)を行う。
 - (2)情報交換(報告、連絡、相談、確認)
ア 相互の連絡を密にし、組織的に取り組む。
イ 小さなことでも早めに情報交換を行う(職員朝礼、終礼など)。
 - (3)観察活動の充実
ア 授業中・給食・休憩時などに生徒の様子の観察
イ 定期的にアンケートを実施する。
ウ 担任が児童や保護者一人一人と教育相談や懇談できる時間を確保し、児童の様子を把握する。

- ③ いじめへの対処
- (1)情報交換(報告、連絡、相談、確認)
ア 相互の連絡を密にし、組織的に取り組む。
イ 小さなことでも早めに情報交換を行う。
ウ いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
 - (2)関係機関との連携
ア 学校で適切な指導・対処を行なう上で協議し、必要がある場合は関係機関と連携し、いじめ根絶に向けてより専門的な観点からアプローチしていく。
 - (3)被害者児童生徒の保護
ア 被害者児童生徒がその後の学校生活を安心して送れるように、指導が終わった後も継続して見守りを行う。
 - (4)加害者児童生徒への指導
ア 加害者児童生徒が自分の過ちに気付くことができるよう、教職員全体で多様な観点からアプローチを行う。
イ いじめは絶対に許されることではないということを理解し、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

昭和五つ星学園義務教育学校 1-5アクティブキャンパス いじめ問題への対策に関する年間計画

内容	職員会議、対策委員会 等	学校が実施する取組			
		① 日常的な生徒指導	① 未然防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針、指導計画の確認 ○情報交換会(週に一度)→ケース会(必要に応じて)		○アクティブ班顔合わせ会 ○道徳「よりよい学校生活、集団生活の充実」の内容を中心に ○SEL	○学校生活アンケート ○保護者懇談(希望者)	○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解 ○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
5月	●いじめ対策委員会 ・基本方針、年間計画の検討 ●OJT研修「いじめについて」 ○情報交換会(週に一度)→ケース会(必要に応じて) ○五つ星学園学校運営協議会		○特別な教科 道徳「善悪の判断、自律、自由と責任」の内容を中心に ○歓迎ウォークラリー(アクティブ班で) ○なかよしタイム(4学年と幼稚園ピアサポート ●OJT研修「いじめについて」	○学校生活アンケート ○おひさまとの情報交換会(予定)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
6月	○情報交換会(週に一度)→ケース会(必要に応じて) ○人権参観日 ○人権講演会		○特別な教科 道徳「親切、思いやり」の内容を中心に ○代表委員会(いじめ防止の取組) ○なかよしタイム(1学年と幼稚園ピアサポート ○SEL	○学校生活アンケート ○アセス実施 ○教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
7月	○情報交換会(週に一度)→ケース会(必要に応じて)		○特別な教科 道徳「正直、誠実」の内容を中心に	○学校生活アンケート ○保護者懇談 ○学校評価アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
8月	●OJT研修「情報モラル、ネットいじめについて」		●教員研修 ・情報モラル、ネットいじめ など		
9月	●いじめ対策委員会 ○情報交換会(週に一度)→ケース会(必要に応じて)	(生徒指導担当、教職員) ○アクティブキャンパスの合言葉 (児童会) ○あいさつの取組	○特別な教科 道徳「勤労・公共の精神」の内容を中心に ○なかよしタイム(2・5学年と幼稚園ピアサポート ○人権週間 人権教育担当 ○SEL	○学校生活アンケート ○教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
10月	○情報交換会(週に一度)→ケース会(必要に応じて)	○アクティブ班掃除 (だれもが行きたくなる学校づくり) ○協同学習 ○ピア・サポート	○生活科祭り(小1・2と幼稚園ピアサポート) ○なかよしタイム(3学年と幼稚園ピアサポート ○特別な教科 道徳「国や郷土を愛する態度」の内容を中心に ○スポーツDay	○学校生活アンケート ○おひさまとの情報交換会(予定)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
11月	○情報交換会(週に一度)→ケース会(必要に応じて) ○五つ星学園学校運営協議会		○アクティブ班顔合わせ会 ○なかよしタイム(1学年と幼稚園ピアサポート ○特別な教科 道徳「希望と勇気、努力と強い意志」の内容を中心に ○SEL	○学校生活アンケート ○アセス実施	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
12月	○情報交換会(週に一度)→ケース会(必要に応じて)		○特別な教科 道徳「生命の尊さ」の内容を中心に	○学校生活アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
1月	○情報交換会(週に一度)→ケース会(必要に応じて) ○五つ星学園学校運営協議会 ・本年度の学校評価		○なかよしタイム(5学年と幼稚園ピアサポート ○特別な教科 道徳「規則の尊重」「礼儀」の内容を中心に ○SEL	○学校生活アンケート ○教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
2月	○情報交換会(週に一度)→ケース会(必要に応じて)		○なかよしタイム(4学年と幼稚園ピアサポート ○特別な教科 道徳「個性の伸長」の内容を中心に	○学校生活アンケート ○おひさまとの情報交換会(未定) ○アセス実施	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
3月	●いじめ対策委員会 ・取組の検証、基本方針の修正 ○情報交換会(週に一度)→ケース会(必要に応じて) ○五つ星学園学校運営協議会 ・次年度に向けて		○特別な教科 道徳「感謝」の内容を中心に ○SEL	○学校生活アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処